

## LGBTへの迫害状況一覧

\*「LGBTへの迫害状況 国別レポート」 PDF <http://refugeestudies.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/Country-report-the-criminalization-of-LGBT.pdf>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
アルジェリア		9	イスラム教 (スンニ派)	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：同性愛行為 (Homosexual acts) 刑期上限：2年 死刑：なし その他、罰金：あり</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：自然の摂理に反する不適當な行為 (Indecent act against the order of nature) 刑期上限：3年 その他、罰金：あり</li> </ul>	<a href="#">アルジェリア</a>
ウガンダ		13	キリスト教、 伝統宗教、 イスラム教	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against the order of nature) 刑期上限：終身 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) 刑期上限：7年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">ウガンダ</a>
エジプト		16	イスラム教、 キリスト教 (コプト派)	共和制	明文化されていないが、実質的に犯罪化 (De Facto Criminalization)	<a href="#">エジプト</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
エスワティニ (旧スワジランド王国)		19	伝統宗教、キリスト教	王制	●同性間の性交 規定内容：ソドミー (Sodomy) (男性) 刑期上限：指定なし 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">エスワティニ</a>
エチオピア		21	キリスト教、イスラム教等	連邦共和制	●同性間の性交 規定内容：同性愛行為 (Homosexual acts) 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">エチオピア</a>
エリトリア		24	キリスト教、イスラム教他	一党制	●同性間の性交 規定内容：同性愛行為 (Homosexual acts) ・同性間の性的行為 (Sexual act with person of same sex) 刑期上限：7年 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">エリトリア</a>
ガーナ		26	国民の約70%がキリスト教徒、イスラム教徒、その他：伝統宗教等	共和制	●同性間の性交 規定内容：反自然な性交 (Unnatural carnal knowledge) 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">ガーナ</a>
ガボン共和国		28	キリスト教、伝統的宗教、イスラム教	共和制	●同性間の性交 規定内容：同性との性的関係 (Sexual relations between people of the same sex) 刑期上限：6カ月 死刑：なし その他、罰金：あり	<a href="#">ガボン共和国</a>
カメルーン		29	カトリック、プロテスタント、イスラム教、自然崇拝等	共和制	●同性間の性交 規定内容：同性との性的関係 (Sexual relations with a person of the same sex) 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：あり	<a href="#">カメルーン</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ガンビア		32	イスラム教 (90%) , キ リスト教・伝 統宗教 (10%)	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性愛行為 (Homosexual act) 、肛門または口を通じた性的行為 (Carnal knowledge through anus or mouth) 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) (女性) 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ガンビア</a>
ギニア		35	イスラム教、 キリスト教、 伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然に反する行為 (Act against nature) 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：わいせつ行為 (Indecent acts) 刑期上限：2年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ギニア</a>
ケニア		37	伝統宗教、キ リスト教、イ スラム教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against the order of nature) 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) (男性) 刑期上限：5年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ケニア</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
コモロ		39	イスラム教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性との反自然な行為 (Unnatural acts with a person of the same sex) 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：あり</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：不適切もしくは反自然な行為 (Improper or unnatural act) 刑期上限：5年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">コモロ</a>
コンゴ民主共和国		40	キリスト教 (80%)、イスラム教 (10%)、その他伝統宗教 (10%)	共和制	成人間による同意の下での同性間の性交渉を犯罪化する条項は存在しないが、LGBTの人々を有罪とする法的根拠として、刑法176条（社会の良識に反する行為）が使われてきた。	掲載なし
ザンビア		42	8割近くはキリスト教、その他イスラム教、ヒンドゥー教、伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against order of nature) 刑期上限：終身 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) 刑期上限：14年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ザンビア</a>
シエラレオネ		44	イスラム教 60%、キリスト教10%、アニミズム信仰 30%	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) (男性) 刑期上限：上限なし 死刑：なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">シエラレオネ</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ジンバブエ		46	キリスト教、土着宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー（Sodomy）、もしくは分別のある人によってわいせつ行為とみなされるその他の行為（any other act regarded by a reasonable person to be indecent）（男性） 刑期上限：1年 死刑：なし その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ジンバブエ</a>
スーダン		48	イスラム教、キリスト教、伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性） 刑期上限：5年 死刑：あり その他、罰金：むち打ち</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency） 刑期上限：1年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">スーダン</a>
セネガル		50	イスラム教95%、キリスト教、伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：反自然な行為（Unnatural acts） 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：あり</p>	<a href="#">セネガル</a>
ソマリア		52	イスラム教	連邦共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性（Homosexuality）、同性間の性交（Carnal intercourse with person of same sex） 刑期上限：3年 死刑：あり その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ソマリア</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
タンザニア		54	イスラム教 40%、キリス ト教、土着宗 教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against order of nature) 刑期上限：終身 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) 刑期上限：5年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">タンザニア</a>
チャド		56	イスラム教 52%、キリス ト教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性との性的関係 (Sexual relations with a person of the same sex) 刑期上限：2年 死刑：なし その他、罰金：あり</p>	<a href="#">チャド</a>
チュニジア		58	イスラム教・ スンニ派（ご く少数だが、 ユダヤ教、イ スラム教・ シーア派、キ リスト教も信 仰されてい る。	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー (Sodomy) 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">チュニジア</a>
トーゴ		60	伝統宗教 67%、カト リック、イス ラム教、プロ テスタント	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性とのわいせつなまたは反自然な行為 (Indecent or unnatural acts with a person of same sex) 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">トーゴ</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ナイジェリア		62	イスラム教 (北部中 心)、キリス ト教(南部中 心)、伝統宗 教(全域)	連邦共和制 (大統領 制)	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against order of nature) 刑期上限：14年 死刑：あり その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) (男性) 刑期上限：3年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ナイジェリア</a>
ナミビア		65	キリスト教、 伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：男性間の肛門を通じた違法な性的行為 (Unlawful sexual relations per annum between males) 刑期上限：指定なし 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：公共の場における不道徳的な行為 (Immoral act in public) 刑期上限：3年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ナミビア</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ブルンジ		67	カトリック、 プロテスタン ト	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性間の性的関係 (Sexual relations with a person of the same sex) 刑期上限：2年 死刑：なし その他、罰金：あり</p> <p>●同性間の性交以外 規定内容：ブルンジの道徳に反するわいせつな行為 (Acts of indecency contrary to Burundian Morals) 刑期上限：2年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ブルンジ</a>
ボツワナ		69	キリスト教、 伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature) 刑期上限：7年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Acts of gross indecency) 刑期上限：2年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ボツワナ</a>
マラウイ		71	人口の75%が キリスト教 (その他：イ スラム教、伝 統宗教)	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against order of nature) 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：肉体的刑罰 (Corporal Punishment)</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Gross indecency) 刑期上限：5年 その他、罰金：肉体的刑罰</p>	<a href="#">マラウイ</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
南スーダン		73	キリスト教、 イスラム教、 伝統宗教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal intercourse against order of nature） 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：あり</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency） 刑期上限：14年 その他、罰金：あり</p>	<a href="#">南スーダン</a>
モーリシャス		75	ヒンズー教 (52%)、キ リスト教 (30%)、イ スラム教 (17%)、仏 教(0.7%)	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性） 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">モーリシャス</a>
モーリタニア		77	イスラム教 (国教)	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：反自然な行為（Acts against nature） 刑期上限：2年（女性） 死刑：可能（男性） その他、罰金：あり（女性）</p>	<a href="#">モーリタニア</a>
モロッコ		79	イスラム教 (国教)：ス ンニ派がほと んど	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：わいせつなもしくは反自然な行為（Lewd or unnatural acts） 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：あり</p>	<a href="#">モロッコ</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
リビア		81	イスラム教 (スンニ派)	民主制	<p>●同性間の性交 規定内容：不法な性交 (Illicit sexual intercourse) 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：名誉を汚す行為 (Disgrace the honour) 刑期上限：指定なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">リビア</a>
リベリア		83	キリスト教 85%、イスラム教12%	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー (Sodomy) ・逸脱した性的行為 (Deviate sexual intercourse) 刑期上限：1年 死刑：なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">リベリア</a>
アンティグア・バーブーダ		86	キリスト教 (英国国教会、プロテスタント、カトリック等)	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) (男性) 刑期上限：15年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of serious indecency) 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">アンティグア・バーブーダ</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ガイアナ共和国		88	キリスト教、 ヒンドゥー 教、イスラム 教	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) 刑期上限：終身 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) (男性) 刑期上限：2年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ガイアナ共和国</a>
グレナダ		90	キリスト教 (カトリッ ク、プロテス タント、英国 国教会等) 等	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：反自然な結びつき (Unnatural connexion) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Grossly indecent act) ジェンダー：男性 刑期上限：不明 (ILGAレポートに記載なし) その他、罰金：あり</p>	<a href="#">グレナダ</a>
ジャマイカ		92	キリスト教 (プロテスタ ント、英国国 教会等)	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) (男性) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：重労働 (Hard Labour)</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) (男性) 刑期上限：2年 その他、罰金：重労働</p>	<a href="#">ジャマイカ</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
セントクリストファーネイビス		94	キリスト教 (英国国教会, プロテスタント, カトリック等) 等	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：重労働 (Hard labour)</li> </ul>	<a href="#">セントクリストファーネイビス</a>
セントビンセント及びグレナディーン諸島		96	キリスト教 (英国国教会, プロテスタント, カトリック等) 等	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">セントビンセント及びグレナディーン諸島</a>
セントルシア		98	キリスト教 (カトリック, プロテスタント, 英国国教会等) 等	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) (男性) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) 刑期上限：10年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">セントルシア</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ドミニカ国		100	カトリック	立憲共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー（男性） 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：精神的治療（Psychological Treatment）</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ドミニカ国</a>
バルバドス		102	キリスト教 (英国国教会、プロテスタント、カトリック等)	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー（Buggery） 刑期上限：終身 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為（Act of serious indecency） 刑期上限：10年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">バルバドス</a>
アフガニスタン		105	イスラム教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：男性間による肛門性交（Lavai (anal penetration with male sexual organ)） 刑期上限：2年 死刑：可能 ※2018年2月の法改正以降は「なし」 その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：男性間の性交以外の肛門性交以外の性的行為（Tafkhiz）、女性間の性的行為（Moraheghe） 刑期上限：1年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">アフガニスタン</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
アラブ首長国連邦 (UAE)		108	イスラム教	7首長国による連邦制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交</li> </ul> 規定内容：故意の墮落 (Voluntary debasement) 刑期上限：15年 死刑：可能 その他、罰金：なし	<a href="#">アラブ首長国連邦</a>
イエメン		111	イスラム教 (シーア派及び びサイド派)	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交</li> </ul> 規定内容：同性愛 (Homosexuality) 、レズビアン (Lesbianism) 刑期上限：3年 死刑：あり その他、罰金：むち打ち100回	<a href="#">イエメン</a>
イラク		113	イスラム教 (スンニ派、 シーア派)、 キリスト教他	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交</li> </ul> 規定内容：みだらな行為 (Immodest acts) 刑期上限：6か月 死刑：なし その他、罰金：50ディナール以下の罰金  ※2017年、イスラム国 (ISIS) がイラクから撤退したため、ILGAの「同性愛行為に死刑を定めている国」のリストからは削除された。しかし、「同性愛行為」を犯罪化する明文規定は存在しないものの、「売春」や「公然わいせつ (Public indecency) 」など、別の規定により訴追されている。	<a href="#">イラク</a>
イラン		115	イスラム教 (主にシーア 派)、他：キ リスト教、ユ ダヤ教、ゾ ロアスター教	イスラム共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交</li> </ul> 規定内容：男性間の肛門性交 (Livat (penetration of man's penis into another male person's anus) ) 刑期上限：なし (死刑) 死刑：あり その他、罰金：むち打ち  <ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交以外の性的行為</li> </ul> 規定内容：男性間の肛門性交以外の性的行為 (Tafkhiz) 、女性間の性的行為 (Musaheqeh) 、その他の同性愛行為 (Other Homosexual act) 刑期上限：むち打ち100回 その他、罰金：なし	<a href="#">イラン</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
インドネシア ※一部地域のみ		119	イスラム教 87.21%、キリ スト教 9.87% (プロ テスタント 6.96%、カト リック 2.91%)、ヒ ンズー教 1.69%、仏教 0.72%、儒教 0.05%、その 他 0.50%	大統領制、 共和制	アチェ州 ●同性間の性交 規定内容：男性間の性行為 (Liwat (male penetration) )、女性間の性行為 (Musahaqah (female same-sex sexual activity) ) 刑期上限：8年 死刑：なし その他、罰金：あり  南スマトラ州 ●同性間の性交 規定内容：不道德な行為 (Immoral behaviour) 刑期上限：不明 死刑：不明 その他、罰金：不明  ※その他、Batam City, Banjar, Tasikmalaya, Padang Panjang, Palembang, Pariaramに おいて、LGBTを犯罪化する条例などが施行されている。	<a href="#">インドネシア</a>
ウズベキスタン		122	主としてイス ラム教スンニ 派	共和制	●同性間の性交 規定内容：男性間の性的行為 (Besozulbozlikk (male sexual intercourse) ) 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">ウズベキスタン</a>
オマーン		124	イスラム教 (イバード派 が主流)	君主制	●同性間の性交 規定内容：同性とのわいせつな行為 (Erotic acts with a person of the same sex) 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">オマーン</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
カタール		126	イスラム教	首長制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：同性（男性）との性交（Intercourse with a person of the same sex） 刑期上限：終身 死刑：可能 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">カタール</a>
クウェート		128	イスラム教	首長制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：合意の上での男性間の性交（Consensual intercourse between men） 刑期上限：7年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：公的な場におけるわいせつな合図や行為（Lewd signal or act in a public place） 刑期上限：1年 その他、罰金：あり</li> </ul>	<a href="#">クウェート</a>
サウジアラビア		130	イスラム教	君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：男性間の性交（Reference to sexual intercourse between men） 刑期上限：なし（死刑） 死刑：あり その他、罰金：不明</li> </ul>	<a href="#">サウジアラビア</a>
シリア		133	イスラム教 90%（スンニ ー派、アラ ウィ派、ド ルーズ派等） キリスト教	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature） 刑期上限：3年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：公然わいせつ罪（Crimes against public indecency） 刑期上限：3年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">シリア</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
シンガポール		136	仏教, イスラム教, キリスト教, 道教, ヒンズー教	立憲共和制 (1965年8月9日成立) (英連邦加盟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交以外の性的行為</li> </ul> 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) (男性) 刑期上限：2年 その他、罰金：あり	<a href="#">シンガポール</a>
スリランカ		139	仏教徒、ヒンドゥー教、イスラム教、キリスト教	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交</li> </ul> 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：なし	<a href="#">スリランカ</a>
トルクメニスタン		141	主としてイスラム教スンニ派	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交以外の性的行為</li> </ul> 規定内容：著しいわいせつな行為 (Act of gross indecency) 刑期上限：2年 その他、罰金：あり	<a href="#">トルクメニスタン</a>
パキスタン		143	イスラム教 (国教)	連邦共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交</li> </ul> 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature) 刑期上限：10年 死刑：可能 その他、罰金：あり	<a href="#">パキスタン</a>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交以外の性的行為</li> </ul> 規定内容：公的な場におけるわいせつな行為 (Obscene act in public) 刑期上限：3か月 その他、罰金：あり	

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
パレスチナ (ガザ地区)		146	イスラム教 (92%), キリスト教 (7%), その他 (1%)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Carnal knowledge against the order of nature) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">パレスチナ</a>
バングラデシュ		149	イスラム教 88.4%、その他 (ヒンズー教徒、仏教徒、キリスト教徒)	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature) 刑期上限：終身 死刑：なし その他、罰金：あり</li> </ul>	<a href="#">バングラデシュ</a>
ブータン		151	チベット系仏教、ヒンドゥー教等	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：ソドミー (Sodomy) 刑期上限：1年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">ブータン</a>
ブルネイ		154	イスラム教 78.8% (国教)、仏教、キリスト教他	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：男性間の肛門性交 (Livat (sexual intercourse between men) ) 刑期上限：不明 死刑：可能 その他、罰金：むち打ち</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：その他の同性愛行為 (Musahequl y cualquier otro acto homosexual) 刑期限度：10年 その他、罰金：むち打ち</li> </ul>	<a href="#">ブルネイ</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
マレーシア		156	イスラム教 61% (連邦の宗教)、仏教、道教・儒教、ヒンドゥー教、キリスト教	立憲君主制：議会制民主主義	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature) 刑期上限：20年 死刑：なし その他、罰金：むち打ち</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) 刑期上限：2年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">マレーシア</a>
ミャンマー		159	仏教90%、イスラム教、キリスト教	大統領制・共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature) 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：あり</p>	<a href="#">ミャンマー</a>
モルディブ		159	イスラム教	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：同性間の性交 (Intercourse with a person of the same sex) 刑期上限：8年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：わいせつ行為 (Indecent acts) 刑期上限：8年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">モルディブ</a>

国名	マッピングで の色分け	「国別レポー ト」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
レバノン		163	キリスト教 (マロン派, ギリシャ正 教, ギリ シャ・カト リック, ロー マ・カトリッ ク, アルメニ ア正教), イ スラム教 (シーア派, スンニ派, ド ルーズ派) 等 18宗派	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：自然に反する性交 (Intercourse against nature) 刑期上限：1年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">レバノン</a>
キリバス		166	キリスト教 (主にカト リック, プロ テスタント)	共和制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of gross indecency) (男性) 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">キリバス</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
クック諸島		168	キリスト教 97.8% (クック諸島教会派 69%、ローマカトリック 15%等)	共和制	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー (Sodomy) (男性) 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外 規定内容：男性間のわいせつ行為 (Indecency between males) 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">クック諸島</a>
サモア		170	キリスト教 (カトリック、メソジスト、モルモン教等)	議会が国家元首を選出する制度	<p>●同性間の性交 規定内容：ソドミー (Sodomy) (男性) 刑期上限：5年 死刑：なし その他、罰金：なし</p>	<a href="#">サモア</a>
ソロモン諸島		172	キリスト教 (95%以上)	立憲君主制	<p>●同性間の性交 規定内容：バガリー (Buggery) 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</p> <p>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：同性間のわいせつ行為 (Indecent practices between persons of the same sex) 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</p>	<a href="#">ソロモン諸島</a>

国名	マッピングでの色分け	「国別レポート」*のページ数	宗教	政治体制	違法とされる行為	各国情報のリンク (英文)
ツバル		173	主にキリスト教（プロテスタント）、殆どどの国民がツバル教会（キリスト教プロテスタント系）に属する。	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：反自然な犯罪（Unnatural Offences） 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：男性間のわいせつ行為（Indecent practices between males） 刑期上限：5年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">ツバル</a>
トンガ		175	キリスト教（カトリック、モルモン教等）	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性） 刑期上限：10年 死刑：なし その他、罰金：むち打ち</li> </ul>	<a href="#">トンガ</a>
パプアニューギニア		176	主にキリスト教	立憲君主制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同性間の性交 規定内容：自然の摂理に反する反自然な犯罪（Unnatural Offences against the order of nature） 刑期上限：14年 死刑：なし その他、罰金：なし</li> <li>●同性間の性交以外の性的行為 規定内容：男性間のわいせつな行為（Indecent practices between males） 刑期上限：3年 その他、罰金：なし</li> </ul>	<a href="#">パプアニューギニア</a>

出典：「宗教」「政治体制」は、外務省の各国情報を参照（外務省「国・地域」[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>] 2020年3月末現在）。

「違法とされる行為」は、ILGA “State-Sponsored Homophobia – Global Legislation Overview Update – (2019)” [<https://ilga.org/state-sponsored-homophobia-report-2019-global-legislation-overview>].